

報 告 第 3 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年12月3日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 2 4 号

損害賠償の額の決定について

公用車の事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成25年11月15日

新居浜市長 石川 勝行

1 損害賠償の額 5万5,650円

2 損害賠償の相手方 (省 略)

3 事故の概要

平成25年10月2日午前11時30分頃、太陽光発電所（黒島二丁目4番）において、公用車が移動のため後進した際、相手方の太陽電池モジュールのフレームに接触し、破損させた。